

議案第 12 号

里庄町証明等手数料条例の一部改正について

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の法律題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 27 年 3 月 日 公布  
里庄町条例第 号

## 里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例

里庄町証明等手数料条例（平成 12 年里庄町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 16 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。